

平成26事務年度内部監査人・貨物管理責任者研修会におけるQ&A

NO	地区	月 日	質 問 内 容	回 答
1	北九州地区 (戸畑・若松を除く)	9月19日	内部監査を行った場合、その都度、税関に提出する必要がありますか。	関税法基本通達34の2-9(7)、同通達42-11(6)に規定されていますので、その都度、保税部門(本関は監督官部門)へ提出願います。
2		9月19日	処分事例の点数の算出方法をもう少し分かりやすく教示してほしい。	別添資料(関税法第48条第1項第1号処分に関する点数算出について)を参照願います。
3		9月19日	CPについて、「委託先」とは、外貨を取扱う立場の業者と考えていいですか？ 例)セキュリティ管理をA社に依頼しているが、この場合もA社は委託先として(組織図)に記載する必要がありますか。また、概念として貨物が主体となるのか、それとも蔵置場が主体となるのでしょうか？	業務委託に関しては、あくまで保税業務(外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する業務)を他社に委託している場合に限り、例えば、警備会社に事務室内のみの警備委託を行っている場合には委託先とはなりません。保税地域のエリアを含めて警備の委託を行っている場合には委託先となりますので組織図に記載していただくこととなります。 また、質問の例示にある、「概念として貨物が主体となるのか、それとも蔵置場が主体となるか」の質問については、外国貨物又は輸出しようとする貨物を管理することが認められているのが保税地域でありますので、回答としては、貨物及び蔵置場のいずれもが主体となります。
4		9月19日	MHOの登録漏れを内部監査で発見した場合の対処方法を確認したいのですが。	内部監査人研修資料の22頁を参照願います。 特に、8月5日のNACCS揭示版新着情報に「MHO(見本持出確認登録)の仕様変更について」の中で説明されていますが、本年7月20日から、従来、持出期間終了日を含め2日とされていた登録可能日が7日に延長されていますので揭示板を参照願います。
5		9月19日	①内部監査人研修資料の26頁で「内容点検や見本持出の際は事前に通報するように」とありますが、全てのケースについて連絡する必要があるのでしょうか？ ②貨物管理責任者研修資料の15、16頁で説明されている指定保税地域において法48条の処分を受けた場合、その処分の影響は蔵置場にも及ぶのでしょうか？	① あくまで、輸入者(荷主)が直接、内容点検や見本の一時持出を行う場合のみで結構ですので、ご協力願います。 ② 指定保税地域の業務について、関税法違反に該当することになった場合には、同法第41条の2の規定より、搬入停止の処分がなされる可能性があります。処分の対象となるのはあくまで当該違反を行った一つの指定保税地域に限り、 例えば、北九州市小倉北区所在の指定保税地域と門司区の指定保税地域では指定が異なりますので、門司区の指定保税地域で関税法違反となった場合でも、小倉北区(日明地区)の指定保税地域への影響はありません。
6		下関地区	10月21日	非違における加算点数は、同じ蔵置場で発生した場合に対象となるのでしょうか？

7	徳山地区	11月13日	<p>NACCSに参加していますが、長期蔵置貨物に関する報告は書面で提出する必要がありますか。</p>	<p>NACCS参加の保税蔵置場については、関税関係個別通達集(税関HPにも掲載)に掲載されています。平成22年2月12日財関第142号「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」記3-5の規定により、「保税取締部門において支障がないと認める場合には、当該報告書の提出を省略する」となっております。</p>
8	伊万里・唐津地区	2月10日	<p>NACCS参加でシステムから配信される民間管理資料を保税台帳にしていますが、輸入貨物許可後に「搬入日」の誤りがあった場合にどう処理をすればいいですか。</p>	<p>取得した「輸入貨物搬出入データ」の該当するデータの搬入日を正しい搬入日に上書きして訂正願います。なお、訂正した個所を色付けしていただくと検査時に参考となりますのでよろしくお願いいたします。</p>

関税法第48条第1項第1号処分に関する点数算出について
(同法第41条の2に係る指定保税地域の場合も同様)

関税法基本通達48-1(抜粋)

処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数(1点未満は切り捨てる)に基づき行う。

- ① 別表1により算出した点数
- ② 別表2により算出した点数
- ③ 非違が故意に行われたと認められる場合は、10点(当該非違が関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は20点)を加算する。
- ④ 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、①から③までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。
- ⑤ 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、①から④までの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

別表1)

非違の態様	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2

別表2)加算点数表①

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

別表2)加算点数表③

期 間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下この表において「最後の日」という)から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5

その他の加算要素及び減算要素

加算要素	加算点数
非違が関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合	20
非違が故意に行われたと認められる場合(上記以外の理由)	10
減算要素	減算点数
被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合(※)	1/2
直ちに再発防止のための方策を講じた場合(※)	~10

※ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

～貨物管理責任者研修資料の非違事例における点数算出～

事例1)

- 基礎点数 : 3点
- 加算点数 : 10点
- 合計点数 : 13点

- ① 延長承認を受けていなかったことで、別表1の1に該当。
また、件数は1件であることから、基礎点数は3点。
- ② 過去1年以内に非違があるので、別表2の加算点数表③のAに該当し、10点が加算されます。
よって、合計点数は13点となります。

事例2)

- 基礎点数 : 6点
- 合計点数 : 6点

- 記帳義務違反であることから、別表1の2に該当。
また、件数は30件であることから、10件まで2点のため、基礎点数は2点の3倍となります。(2点×3=6点)
よって、加算要素もないため、合計点数は6点となります。

事例3)

- 基礎点数 : 3点
- 合計点数 : 3点

- 保税地域外蔵置であることから、別表1の1に該当。
また、件数は1件であることから、基礎点数は3点。
よって、加算要素もないため、合計点数は3点となります。

事例4)

- 基礎点数 : 12点
- 減算(改善) : 10点
- 合計点数 : 2点

- ① 記帳義務違反であることから、別表1の2に該当。
また、件数は55件であることから、10件まで2点のため、基礎点数は2点の6倍となります(2点×6倍=12点)。
- ② 直ちに再発防止のための方策を講じたため、10点を減算。
よって、合計点数は2点となります。

指定保税地域の事例)

- 基礎点数 : 120点
- 減算(申出) : 60点
- 減算(改善) : 10点
- 合計点数 : 50点

- ① 記帳義務違反であることから、別表1の2に該当。
また、件数は600件であることから、10件まで2点のため、基礎点数は2点の60倍となります(2点×60倍=120点)。
- ② 被許可者から非違が行われた旨の申し出があったため、1/2に減算(60点の減算)。
- ③ 直ちに再発防止策を講じたため、10点を減算。
よって、合計点数は50点となります。